

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 (28223)
地域名 (地域内農業集落名)	氷上町市辺 (市辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>① 耕作者の高齢化、後継者不足により、農業従事者の減少が懸念される。また、水利施設等の不良により更新を検討しているが、費用の高騰で維持管理の負担が大きく苦慮している。</p> <p>② 自己保全の草刈り等も高齢化により難しくなり、農地の管理保全の構築が課題である。</p> <p>③ 農機具等の老朽化や高騰等により、継続して農業を行うことが困難になっている。</p> <p>④ 農地所有者も都会に転居され、また、市辺地域外の地権者も増えて耕作放棄地の管理保全に苦慮している。</p> <p>⑤ 農地の大半が農振農用地外であるため、農地の減少や離農者が増え、水稻の耕作面積も減少し揚水ポンプの電気代もまかなえない状況であり、不足分を自治会が負担している状況である。また、住宅や店舗等が増え市街化が進み、機械の騒音や肥料、農薬散布等の作業が難しくなっている。</p> <p>【自治会戸数=90戸・農家戸数=47戸・実耕作者=22戸】（昭和56年頃は60戸以上が実耕作者であった）</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

【該当項目にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ② 当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ③ 地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ④ 新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。 <input type="checkbox"/> ⑤ 農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。 <input type="checkbox"/> ⑥ 施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 農業を担う者が耕作しやすくするために、集落や地権者が畦畔の草刈りや水管理などを行う仕組みを構築する。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 農地の効率的かつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う部署を設ける。 <input type="checkbox"/> ⑨ 多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止) <input type="checkbox"/> ⑩ その他()

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

【該当項目にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地等を農業上の利用が行われる区域とする。 <input type="checkbox"/> ② その他()

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
【該当項目にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ② その他()
(2) 農地中間管理機構の活用方針
【該当項目にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ② その他()
(3) 基盤整備事業への取組方針
【該当項目にチェック】
<input type="checkbox"/> ① 地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。 <input type="checkbox"/> ② 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための 基盤整備を()年度までに実施する。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 現在、基盤整備事業は考えていない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
【該当項目にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。 <input type="checkbox"/> ② 農地の貸し借り、斡旋等を行う部署を設け、担い手の支援に努める。 <input type="checkbox"/> ③ その他()
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
【該当事項にチェック】
<input checked="" type="checkbox"/> ① 設備投資を抑えるため、地区内の農業者や営農組織に依頼する。 <input type="checkbox"/> ② 必要に応じて、農業支援サービス事業者の利用を検討する。 <input type="checkbox"/> ③ その他()

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ① 鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ② 有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③ スマート農業	<input type="checkbox"/> ④ 畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤ 果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥ 燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨ 耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩ その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防護柵等の共有資産については、農家、非農家を問わず集落ぐるみで維持管理に取り組む。
- ⑦ 定期的な水路清掃や河川に設置している揚水ポンプの点検整備に努める。
- ⑧ 2台所有している揚水ポンプの1台が絶縁不良により更新が必要であるため、補助事業を活用して更新し、用水の持続的供給に努める。